

EUと英国の通商・協力協定が発効

◆BREXITにともなう、急激な関税率上昇は回避

2021年1月1日、英国のEU離脱（BREXIT）に伴う両者の将来関係を定めた通商・協力協定が発効した。20年12月31日のBREXIT移行期間終了に伴う混乱を回避し、英国はEU単一市場と関税同盟から完全に離脱したことになる。今回の協定発効は、EUの欧州議会の批准が間に合わなかったため暫定適用の扱いになるものの、今後の欧州議会の審議とEU理事会の承認を経て、3月には正式発効となる見込みだ。

今回合意に至った内容は、物品貿易、サービス貿易・投資、デジタル貿易、公正な競争条件、漁業など多岐にわたる。中でも、企業活動に大きな影響を与える貿易活動に関し、自由貿易協定（FTA）が発効した意義は大きい。懸念されていた両者間貿易に伴う関税率の上昇は、FTA特惠税率を活用できれば抑えられることになった。しかも原産地規則の完全累積や自己証明制度が採用されており、企業が特惠税率を活用しやすい協定となっている。ちなみに英国は、カナダなどの一部の国を除き、EUが締結する大部分のFTAの継承作業を完了している。

◆企業は英国の新たなFTA戦略を注視すべき

FTAの活用によってEU・英国間の関税率上昇が回避できる一方、EU加盟国からの1月以降の輸入については、物品貿易でEUルールを適用する北アイルランド地域を除く、英国全地域で輸入申告が発生する。よってEU加盟国以外からの輸入と同様、関税分類（関税率適用のためのHSコードの確定）や関税評価（課税価格の算出）、製品規格の承認といった通関実務論点を確認することが必要だ。

また、低廉なFTA特惠税率を活用するためには、EU・英国間のFTAで定められた原産地規則などを充足する必要がある。税関によるFTA特惠税率活用の検認や関税調査対策も必要になってくる。その意味では、企業の実務対応工数は増える。しかし英国は、EUが実現していない米国とのFTA締結やCPTPPへの加入を模索し、自由貿易による経済再生・成長戦略を描いている。企業としては、BREXITによる新たな事業チャンスもしっかり捉えていく必要がある。

【田中雄作】